### 特定建築物定期調査報告業務委託仕様書

#### I 業務概要

- 1 業務名称 令和7年度 美篶小学校ほか 老朽化対策等改修工事 実施設計業務委託
- 2 対象施設概要 (計2施設)
  - 1) 施設・場所:美篶小学校

施設用途:小学校

延べ床面積:合計 約5,298 m<sup>2</sup>

【①管理教室棟】RC造 3階建て 約3,096 m<sup>2</sup>

【②特別教室棟】S造 2 階建て 約 1,206 ㎡

【③屋内運動場】S造 2階建て 約991 m<sup>2</sup>

提供できる図面: 令和4年度伊那東小ほか特殊建築物等 定期報告業務委託 成果品一式

2) 施設·場所:西春近南小学校

施設用途:小学校

延べ床面積:合計 約3,343 ㎡

【①管理教室棟他】RC 造 3 階建て 約 2,428 ㎡ S 造 平屋建て 約 120 ㎡

【②屋内運動場】S 造 平屋建て 約 795 m<sup>2</sup>

提供できる図面:令和4年度伊那東小ほか特殊建築物等 定期報告業務委託 成果品一式

3 業務の概要

建築基準法第 12 条第 1 項の規定に基づく定期報告に関わる現地調査、図面作成、報告書作成及 び報告手続き業務等

- 4 設計与条件
  - 1)業務の条件
    - ・業務期間 契約日から令和8年2月27日まで
  - 2) その他条件
    - ・調査は本仕様書及び関係法令に基づき点検すること。
    - ・定期点検は、受託者の責任者の立会・指導のもとで行い、業務等に支障がないよう施設管理責任者と十分協議すること。
    - ・業務について質疑が生じた場合は速やかに監督員、市担当部局と協議を行い、業務を円滑に進めること。
    - ・業務委託完了後、不明箇所等が生じた場合は必要に応じて補足説明等の措置をとること。
    - ・調査に必要な基礎資料(既存図面等)は、可能な範囲で貸与する。
    - ・ 防火設備及び消防設備は別途調査済。
    - 特定建築設備等定期報告は別途報告済。
    - ・外装仕上げ材等目視等により確認を行い、異常が認められた場合にあっては、次年度以降に全面的なテストハンマーによる打診等による確認を行います。

# Ⅱ 業務仕様

「特定建築物等定期調査業務基準(最新版)」

- 1 調査業務の内容 (別紙)調査方法及び判断基準
  - ・調査は該当建築物に適用される項目を行うこと。
- 2 業務の実施
  - (1) 一般事項
    - ・実施調査業務は、特定建築物等定期調査業務基準(最新版)、設計図及び適用基準等に基づき実

施すること。

# (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出すること。

・業務着手時 ・監督員又は管理技術者が必要と認めた時

# (3)提出書類

・受託者は、次の書類を提出しなければならない。

		., _	` ,		(3-1- total 1 ) 1 total
a	契	約	前	· 重要事項説明書	(建築士法第 24 条の 7)
b	契	約	時	• 委託業務着手届	(様式 1 号)
				• 管理技術者通知書	(様式 2 号)
				・技術者経歴書	(様式 3 号)
				<ul><li>主任担当技術者の経歴書</li></ul>	(様式 4 号)
				・担当技術者の経歴書	(様式 5 号)
				• 設計計画表	(様式 6 号)
				• 業務委託承諾願	(様式 7 号)
С	業	務	中	・業務計画書	(様式 8 号)
				・業務工程表	(様式 9 号)
				<ul><li>管理体制及び連絡体制</li></ul>	(様式 10 号)
				• 貸与品等借用書	(様式 11 号)
				・打合せ記録簿	(様式 12 号)
d	業務完了時			• 業務完了届	(様式 13 号)
				・業務工程表 (実施)	(様式 9 号)
				• 設計業務日報	(様式 14 号)

- ・様式は「長野県建築設計業務委託共通仕様書」(最新版)掲載様式参照、又は伊那市公式ホームページ参照。
- (4) 成果物の提出場所 伊那市下新田 3050 番地 伊那市役所都市整備課
- (5) 成果物の取り扱いについて 当該施設の維持管理に使用する。
- 3 成果図書、提出部数等

報告時(2 部) ・定期調査結果報告書 (第 36 号の 2 様式 ) ・定期調査報告概要書 (第 36 号の 3 様式) ・調査結果表 (別記様式) ・調査結果図 (別添 1 様式) ・関係写真 (別添 2 様式)

- ・様式は長野県 HP 参照。
- ・データは JW-CAD 及び Excel、Word で提出のこと。
- ・電子データの提出についてはCD-Rを基本とし、監督職員と協議すること。